

## 第 1 回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会 議事録

日 時 平成 26 年 6 月 18 日(水曜日) 午後 2 時開会 午後 4 時閉会

場 所 箕面市役所 特別会議室

出席した委員

委員長 小西 砂千夫 氏 委 員 増田 昇 氏

委 員 橋森 正樹 氏 委 員 岡田 光弘 氏

委 員 奥村 裕子 氏 委 員 稲井 信也 氏

委員 6 名 出席

審議した案件 案件 1 (仮称)箕面市開発事業等緑化負担税の導入について【諮問】

(事務局)

第 1 回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会を始めさせていただきます。それでは、委員長、進行よろしくをお願いします。

(委員長)

まずは、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。それでは、第 1 回の委員会を進めてまいります。なお、本日は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局より定足数の確認についてご報告させていただきます。本日の出席委員は 6 名中 6 名出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例第 7 条第 2 項の規定より、本会議は成立するものでございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。私の方から、ぜひこの際お願いしたいと思いますのは、ただ今市長にご出席いただきましたが、このテーマの重さに鑑みまして、市長としてのこのテーマでの考えを聞かせていただきまして、まずそのことを伺ったうえで委員会として検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(市長)

改めましてこんにちは、箕面市長の倉田でございます。

今日、第 1 回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会ということで、それぞれ皆様方委員のご快諾をいただき、かつ、お時間を頂戴してご参集いただきましたことに、まずもって心から感謝申し上げたいと思います。

ご挨拶というよりも、先ほど委員長からお話をいただきました通り、今回なぜこんな話をしたいと思ったかということ等を、私の方からお伝えしたいと思います。

多くの方にご承知いただいているとおり、箕面市にとって「みどり」というのは、非常に大切な、かつシンボリックな存在だという風に思っています。箕面市の行政体としても、かつてから、ずっと山なみのみどり、それとまちなかの市街地のみどり、もっと言うと田畑等も含めて重要な景観要素として育んできた経過がありましたし、それは行政だけでなく市民の方も、まさしく手を動かす形でそれを守り、育ててきたという経過が、現にございます。結果として箕面市の、これも多分後程事務局の方からご説明させていただきませんが、箕面市にとってこのみどりという要素が非常にシンボリックかつ重要なポイントで、箕面市のある意味まちとしてのイメージを形作る、かつ、市民の方が非常に大切に思うものであるということは、いくつかのアンケートの調査からも明らかに出てきていますし、箕面市に今引越して来られる方とか、あるいは箕面市に住んでみたいよねと思われる方にとっても大事な要素に大きくなっているという風に考えています。

当然これからもみどりは箕面市にとって行政の柱でもありますので、育てていくわけですが、その一方で、山なみ、まちなか含めて、みどりの維持をしていくことに関しては、大きなコストが現に伴っています。それは何で賄われているかといえば、当然各市民の方々の色々な作業とかボランティアでももちろん賄われているのですが、現に動いているお金という意味においては、当然市税収入から、税金をお預かりした中から税の支出として、山なみもまちなかも、みどりを維持しているということがございます。

加えてですが、かつて、箕面市では、約10年前に山麓保全ファンドというファンドを起こしまして、最初の出資は市として、行政がしたわけですが、基本的にはファンドには善意の寄附を集めながら、このみどりを維持していくために使っていくと、できれば持続可能なファンドであり続けるといいなという思いも込めながら、山麓保全ファンドというのを構築し、その山麓保全ファンドから、現にいろいろな市民の方たちの活動に対してコストを支出しながらずっと来ていますが、現状、まず山麓保全ファンドは枯渇していています。残念ながら支出分を賄えるだけのご寄附をいただける状況かといえば、10年かけて実証した大きな社会実験のようなものだとは僕は理解していますが、結果的には寄附だけでは山麓保全活動は賄えないということで、減ってきています。

加えて、市の方が直接支出をしている公園、街路樹、山なみといったものを保全するための行政支出の経費も当然のことながら更新時期に入っていたり、ナラ枯れといった新たな課題も出てきて、ずっと微増傾向にあります。

その意味では、何とかこれをこれから先も賄えるだけのコスト、費用をどこから捻出をしなければならない。ないしはどこから調達していかなければならないという現状にある、この点から、それを税として求めたいということを考えたというのが一点あります。

次に、その税をどこに求めるかという話になるんですが、これは僕らもいろいろ悩んだんですが、箕面市だけでなく、過去に「公共施設等整備寄附金」これはいろんな名前と呼んでいましたが、開発者負担金などと呼ばれたりしたこともあります。箕面市では公共施設等整備寄附金と呼んでいましたが、これは箕面市だけでなく、多くの市町村が結構古

くから、大小は別にして、何かそこで開発事業を行う際にその事業者さんに、例えばそこで経済利益を得るわけですから、地域への還元として一部寄附金をいただけないかという、そのような考え方だと思いますが、そういう考え方に基づいて、公共施設等整備寄附金というのを長らくいただけてきました。

実をいうと、先ほど申し上げた山麓保全ファンドも、元の財源はこの寄附金です。寄附金をベースに山麓保全ファンドを作っていますし、それに依存してきた過去はあるのですが、平成 7 年以降、これをルールとして寄附をいただくのは、寄附の強要にあたるおそれがあるという考え方から、全国的に廃止の指導が政府の方から入り、廃止されていくという流れがありました。箕面市も、そういわれてしまったら仕方ありませんので、平成 19 年を境に、寄附金をお願いするという仕組みに関しては廃止したという経過がありました。

そういう意味では、過去にもいただけてきた話であり、そのいただいた財源は事業者さんであり、最終的にそこで家を買われた方々、つまり今の市民に広く負担をいただけてきたということだと思いますが、財源を求めるべきところがどこかといわれれば、過去にそれがあるのであれば同じところをお願いをしていくということが筋であろうという風に我々は考えました。

寄附の強要という恐れがあるということであれば、正式に税という形に置き換える形で何とかコストを徴収させていただくことができないのかと。これを、先ほど申し上げた年々増大していく箕面市のシンボルであるみどりの保全の事業に充てていくということができないかという思いで、この開発事業等緑化負担税というものを構想し、これについては是非それぞれのお立場の方々にご意見をうかがって、そのうえで何とか形にしていきたいと思いで、今回委員会をつくり、ご参集していただいたという経過でございます。

何にでも使える税金をたくさんとりたいということではなく、あくまで、我々のシンボルであるみどりをしっかり保全していくというコストであり、かつ、全く初めてコストをご負担いただくということでもなく、過去に事実上ある程度ご負担いただいていたところに、正式な形でそれを求めていくということですので、何とか理解を求めていけないかという思いで今回諮問させていただくという次第でございますので、そのあたり、事務局の方から過去の経過等々正確なところをお聞きいただきながら、それぞれのお立場からご審議いただいて、答申という形でぜひお運びいただきたいと思います。

少し長くなってしまいましたけれども、箕面市財政をというよりも、箕面市のみどりを守るためという風にご理解いただきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。この際市長に何か聞きたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ。最初に確かめておきたいとか。

(発言なし)

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。

本日の会議は4時を目途にしながらも、いろいろご発言いただきたいと思います。

では本日の案件について、市から説明をお願いします。

(市より資料を用いて案件説明)

(委員長)

スケジュールの件ですが、平成28年度中に予定するとありますが、「順調にいけばここまでにとりたい」なのか、「絶対そうでないといけない」のか、どちらでしょうか。

(事務局)

どちらもかなというのがあります。ファンドの枯渇は27年度中ということがありますので、28年度中にしたいと考えています。ただ、今後のことは、パブリックコメントや、将来の中でどんなことが起こるかわからないということもあり、あくまで目標ということで28年度中と提案させていただいています。

(委員長)

資金の枯渇のタイミングという意味では28年度中、ということですね。他にありますか。

(委員)

次の議論になるかもしれませんが、課税を行う期間を10年間としています。その根拠は何でしょうか。いろんなところで目的税をやっているのは5年間と設定されています。期間については今後議論することになっているようだが、もし今説明できるならお願いします。

(事務局)

今回市のたたき台ということで10年と示していますが、必ずしも10年というわけではありません。なぜ10年かという、かつての公共施設等整備寄附金は35年間という長きにわたりもってきてきました。この経過を考えると、5年では短い、10年くらいでどうだろう、ということで今回10年とさせていただいています。

(市長)

補足でもう一点ですが、10年という根拠を僕らの中で議論した時に、公共施設等整備寄附金の長さはもちろんあるんですが、加えて、山麓保全ファンドを創設してからちょうど10年目なんです。いわば10年間の社会実験をある種我々は経験してきたわけで、それが、結果的には寄附では回らずにこういう風に減ってきたという経験をしているわけです。その減ってきた10年間の感覚と、今回議論している、もともと使おうとしている目的の性質からしても、5年ですぐ見直すような性質のものではないという感覚から、我々としては10年くらいが適切ではないかということで提案させてもらっているという経過でございます。もちろん、そこは委員会の中で色々ご議論いただければと思っています。

(委員長)

徴収期間については、一つの論点になりますね。

今日は質問だけしておきますので、答えについては、次回きちんとご説明いただきたい

と思います。P9について、みどりの保全のために負担いただきたいといっている3千万円と想定されている額が、必要とされている金額に見合うかというのが大きな論点で、その説明がおそらくP9の資料だと思います。図の中に、ファンド不足額と必要事業費があって、この辺りを想定して3千万となっています。これは、ざくっとご説明いただいたうえで、詳細は次回ということでしょうか。ここをさらっとやられるとちょっと困っちゃうので。

(事務局)

当然、ここは積み上げて出しております。P6に挙げた各事業の推移を踏まえたうえで積み上げた結果であり、当然内訳はございますので、論点になるのであればお示しすることは可能です。

(委員長)

積み上げた上の数字という説明ですが、その根拠やいかんというところは、やっぱりこここの場で確認が必要だと思いますので、次回お願いします。それを見ておかないと、何に使うんだというイメージが必要になりますので。

(委員)

次回、税金の使途というところで議論になるでしょうが、ファンドは10年間やってきたということで、ファンドについては、具体的にどんな助成をして、どういう使途でいくら使って、10年間やった結果どんな効果を発揮しているか、かなりの効果があったと思いますが、山なみの保全に関わるNPOがどれくらい生み出されたかとか、どれくらいの面積が一定管理できるようになったかということは明確になっているが、新たに徴収する税についても、使途と同時にその効果についても一定検証できるとよいと思います。これは次回の議論になると思いますが、ファンドは非常に明確なんですけど、もう一方のみどり関連事業費で毎年一定額ずつ増加してくといったときに、増加分だけではなかなか使途が分かりづらいです。みどり関連事業費の1500万円をどう見ていくか。納税対象者の方々に対しての説明力といいますか、どれくらいわかりやすい説明ができるかということだと思いますので、次回の論点かと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他にご質問等は。

(委員)

資料P6のみどり支援基金について、H22に創設されたということですが、財源は寄附ということですか。これは維持し続けるものですか。

(市長)

簡単に経過から言いますと、P11に公共施設等整備寄附金の説明がありますが、左側の経過の平成9年のところに、「積立先を自然緑地等保全基金に変更」という形で、この公共施設等整備寄附金を原資に基金を積み立ててきたという経過があります。で、必要に応じて使ったりしてきたわけですが、これを、P6のとおり自然緑地等保全基金の守備範囲を拡大し、みどり支援基金としてリニューアルしたというものです。金額的にはそこから増えて

いませので、公共施設等整備寄附金から蘇生されてきた基金だと。今はつみあがる要素がなく、ただ減っていくだけの財源です、という風にご理解いただきたいと思います。

このみどり支援基金は、行財政の運営上、基本的には基金を使って経常的に支出していくというのは、家庭でいうと貯金と同じですね、貯金食いつぶして生きていけて話じゃなくて、それは基本的には控えるべきという考えであって、基金はあくまで臨時財源として、たとえば大きな公園を整備しないといけないとか、そろそろ災害対策が必要だとか、そういったときに臨時財源として使うという考え方で、基金として運用しているので、この7億8千万円という金額が適切かどうか、足りるのかという議論はもちろんあると思いますが、臨時的な事業に充てていくための貯金として取っておくという考え方でいます。今回検討している（仮称）開発事業等緑化負担税に関しては、どちらかといえば使うべき目的は、基本的な考え方は経常的に毎年使うようなものに、財源としてこれくらいは要るよねという考え方でお願いしたいと思っていますので、P6の左側に書いてある事業は毎年出ていくものを積み上げて大体これくらいの規模だにご理解をいただきたいと思います。

（委員長）

ありがとうございました。それでは、質問は今後もしさんでいただければ結構ですので、今日は第1回目ということで、次回に向けた論点出しも含め、委員同士意見交換するという趣旨で、今回ご参画いただくこととなった背景、関わりも含め、お一人ずつ少し長くお話しただけならと思います。

（委員）

各事業について、いくらくらい必要なのか、どういう使い方で、適切なのか、農地保全是本当にこのくらいでできるのか。何にどれくらい使っているのか、ということがもう少し明快になると我々市民にとって分かりやすいと思います。

（委員長）

何にいくら使ってという全体の必要性ですね。市長がおっしゃった、「市民にとってみどりはシンボリックなものでまちのイメージを決定づけるもので、市民自身が大切に守り育ててきたものである」とおっしゃいましたが、私は娘がこちらの学校にお世話になっておりますので、決して他人事ではありませんが、市民ではありませんので、市民としてどのようにとらえておられますか。

（委員）

私は転勤族で、1975年に福岡から箕面に来て、よそから来ますと、こんなに山が近くて素晴らしい環境は他にないと感激しました。リタイアしてから15年くらい保全活動に関わっていますが、ずっと箕面市にいる方は当たり前前の風景で感激の度合いが少ないような気がします。我々のように他から来た人間の方が、ありがたさを感じて素晴らしい環境を守ろうというんな活動をするのですが、それが寄附の少なさということも含めて、財源の問題が出てくるのかと思います。まちなかのみどりも含めて、みどりをどうしようかということは、まちづくりをどうしようかという中の一環だと思います。我々は素晴らしいさを十

分わかっていて、投資が少ないのではないかと感じるほどですが、市民のギャップを使い方のところできっちり埋めていかないと、なかなかコンセンサスを得にくいと思います。私は市民ですから、税金がどうかということは苦手ですが、確実に経費は掛かりますので、財源の確保をお願いできればと思っております。

(委員)

箕面の山パトロール隊の隊長をしています。箕面の山パトロール隊は、先ほどの山麓保全ファンドと時を同じくして、立ち上げて10年になります。これまでファンドを活用させていただいたおかげで100tを超えるごみを回収してきました。きれいにしたいという思いはあっても、自分たちだけで処理できないこともあり、行政に協力してもらい、一緒にきれいにしてきました。助成金がなければこれまでの活動はできませんでした。ごみ挟みひとつとっても、お金がかかります。ごみを回収した後、ボランティア袋は行政がくれますが、土嚢袋に入れないとお猿さんがいたずらするんですよ、その土嚢袋を購入したり、谷底のバスタブや冷蔵庫を回収するためには機材やロープが必要になりますし、思いだけではボランティアはできません。ですから、助成金はこれからの活動に必要なものだと思います。単純に助成金に頼っているわけではなく、自立も必要とは考えていますが、実際活動していくにはすべてをまかなうことはできません。でもその意識だけはずっと持ち続けていたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。もう少し、どういう方々がお集まりで、どういうきっかけで、どれくらいの頻度でこういった活動をされているかということをお聞かせください。

(委員)

発足は10年前です。山麓保全委員会がごみゼロプロジェクトとしてよびかけたところ、14名と1法人でスタートしました。隊員は、現在50名に増えています。箕面市内で生まれ育った方は1割程度。年齢は20代から80代までいます。アメリカ在住の方もいれば、中国系カナダ人の方もいます。このカナダ人は、山を歩いて、汚くてがっかりした、きれいにしたい、と思い参加してくれています。

1か月に10回から15回のクリーンハイキングを企画したり、「山っていいな」と思ってもらうことが重要と考えており、ホテル観賞ハイキングや、森の中で早朝ヨガを企画したり、いろいろな取り組みをしている人々に山に関心を持ってもらいたいと思っています。

小さい時から山に関わった人は、大人になってもきっと何かのときに戻ってくるし、つらいことがあっても山に行きたいと思ったりしてもらえらると思うので、こどもハイキングもスタートしていますし、お仕事をしっかり終わらせて、後の人生を健康で過ごしたいと思うシニアの方のためにシニアクリーンハイキングを行ったり、あらゆる角度から箕面の山で活動をしています。

(委員長)

それは大変な活動ですね、ありがとうございました。次、お願いします。

(委員)

負担者側としての意見は、いきさつや、どういう風に使っていくのかが問われてくると思います。これをする事によってこんなメリットがあって、いいまちができる、というものを作っていきたいという思いで参加させていただいています。

それと、以前の寄附金は、市外業者と、市内で法人市民税を払っている業者との差があったように思います。税の公平性からどうかかわからないが、もし可能であれば、市内で箕面をよくしようという事業者と、思いが全然違うと思いますので、議論の中に入れていただければと思います。

(委員長)

大事な論点を出していただきましたが、他に論点としてこういうところを議論すべきだというようなところはありますか。

(委員)

徴収の時期、いつの段階で徴収されるのかがこの資料に無いように思います。いつの時点で支払うのか。開発許可の前なのか。住宅、店舗を建てる時か、その点が抜けてるよ

うに思います。

(委員長)

方法や時期の議論は大切です。細かい話がたくさんあると思いますが、いい加減にやると不公平感が出るおそれがあります。

お隣の委員もすでにご発言いただきましたが、改めてお願いします。

(委員)

学問的背景から言いますと、緑地計画学が私の専門領域です。都市公園、市街地の公園緑地の整備、緑地保全が私の研究領域、専門領域です。

この問題との関わりから言いますと、景観法ができて、箕面市は景観条例により山なみ景観保全地区の指定をしました。その時に、一定の私権制限をかけることとなりますが、地権者だけに負担を強いることの無いよう、市民、行政、地権者の三者協働で山なみ景観を守る仕組みを作りたいと景観審議会のほうから要望があり、私が座長となって3年間かけて市民の方々とワークショップをしながらアクションプログラムを作りました。

そのワークショップの中で、保全の在り方と同時に、財源をどうしようという議論もし、結果としてファンドができたということでございます。

この案件に求める話は、市民・事業者に負担をかけるだけではなく、行政としてもてこういうことをやっていて、連携という形の中でぜひともお願いしたいという風な、「行政としてはこういう役割を担って、こういうことをしっかりとやっていますよ、ただしそれでも足りない部分があります」というような、「あなた任せ」に見えないように、行政は行政としての役割をこういう形できっちり果たしています、ということは何らかの形で市民、事業者の方々に言わないと効果が発揮できないでしょうから、協働という視点の中で、協働というのはもちろん行政も役割を担うということですから、それをぜひともやっていただ



きたいと思います。

もう一点は、ここの中に論点として無いんですが、徴収した金額の運用の仕組みを議論しておかなくていいのかということです。

例えば、山麓保全ファンドが枯渇してきていると。それに対して1500万円ということが出てきていますが、ファンドへ組み入れて、ファンドはもともと公開性をもって展開されていますので、収支報告もされているということで、そこに入れて展開することにより公開性を担保するのか、残りの1500万円の方も、運用の仕組みと評価の仕組みを一体的に検討し、パブコメをかけないとなかなか皆さんにご理解いただけないのではと思います。

これは大臣との協議項目に無いようですが、運用の仕組みをどうするのかということについて議論しておく必要があると思います。

もう一点いうとすれば、市長さんもみどりは市民のシンボルだとおっしゃってましたが、みどりがあることによって不動産の価値が維持されているとか、都市経営的に意義がありますというようなことも本当は言わないといけないんでしょうね。価格の上昇を生み出していった。

アメリカのBIDといった目的税はまさにそれが不動産の価値にどう転換できるかとか、空き部屋の解消にどう転換できるかとかそういう意味があって、規制行政もそうですが、地区計画にしる、景観計画にしる、今まで自由な土地売買が価格の上昇を生み出していたんですが、そうではない時代になって、ある一定の環境が担保されていますという、規制がかかっているからこそ財産的価値が維持できる、箕面のみどりはそういう意味でも重要だと。これが、資金が枯渇して山が荒れてくると、財産的価値も崩壊します、といったことも言っていいのではないかと思います。

もう一点は、全国的に歯がゆい思いをしているのですが、木は植えたらケアせずに育つという認識が非常に強いです。ところが、我々が接触している自然というのは、ある一定の人間の関与があって持続できたり、機能の向上が図れる、こういった認識が非常に少ないのです。例えば、名古屋のCOP10で日本が世界に対してSATOYAMAイニシアティブというのを日本型環境持続性ということで日本の文化として発信しました。人間が関わり続けたことによって自然環境を持続できたとか、機能向上ができたという仕組みです。持続性というのはまさにそこにありますということをきっちりと市民の方にわかっていたかかないと、何となく自然というのは放っておいたら育つんじゃないかとか、どんどん木は大きくなるんでしょうという認識があるので、きっちりと人間が関わって維持管理をしなければいけないということも主張の中に入れておきたいと思います。

(委員長)

箕面の自然で「ここ」というポイント、この山のこういうところを守るんですよ、という所、具体例はありますか。もし諸事情が許すようであれば委員会とは別に見に行くとかがあってもよいと思います。

(委員)

それはまさにこの市役所の上からこの山麓を見ていただいたら、この風景、それ自体が大きな価値を持っていると思います。財産的価値を生み出している。阪神間の住宅の位置づけもまさにそうで、風水でも言われますが、北側にみどりを背負って南側に開放されている、北摂の山々もまさにそうで、北側に山を背負って、南に平野部が広がっている、そういう価値が住宅都市としての価値を生み出しているということです。この表紙の写真がそのものだと思います。表紙の写真は、ひとつは背景の山なみと同時に、手前に田園空間が広がっていて、そういったことは居住環境上非常に重要なことで、農業という産業的な価値と同時に、景観的な価値があるということだと思います。

府内で設定している市街化区域内の緑地は 5,000ha 不足しています。ところが、市街化区域内農地は 3,800ha 残されていて、これらがきっちり緑地資源ですと言えたら、ほぼ目標値を達成するという状況です。ただ、これは放っておくと毎年減っていくので含められない。しかし産業的な価値だけでなく、生活環境上、居住環境上重要な空間であるという認識ができれば、それは緑地としてみても構わないだろうと思います。まさにこの写真が表していると思います。

公園を作ってきたといっても、府内全体でもわずか 7000ha で、それに対して都市農地は 5,000ha 近く残っている、農地全体でいえば 15,000ha あります。

(委員長)

農地保全も含まれるということですね。

(委員)

その通りです。森林整備、農地保全と市街地のみどりで代表的なみどりがすべて入っているということです。

(委員長)

ありがとうございました。次の委員、お願いします。

(委員)

私は弁護士ですので、法的観点からいろいろご意見申し上げることになります。法定外目的税を制定するとなれば、当然それが適法有効でなければ意味がありませんので、後で無効だといわれられないような観点でご意見させていただければと思います。

実際、昨年神奈川県では、地方税、法定外普通税でしたが、最高裁で無効判決が出たために、神奈川県がかなりの税金を還付するという結論になりました。

神奈川の事件では、一審は無効、控訴審で有効、また無効となりました。必ず有効とアドバイスできるかわかりませんが、可能な限り、適法有効であるにはこうあるべき、と意見を述べさせていただければと思います。

法定外目的税ですから使い道がきちんと定まっていけないといけませんし、先ほどお話がありました徴収の時期、納付の時期も問題になると思います。

地方税の目的とも絡むと思いますが、課税標準、税率のところでは気になっているところは、住宅等については戸当たりで徴収するということです。今回の地方税が環境の保全と

いうところでは共通認識だと思いますが、単にみどりに手を加えさせないという目的だけであれば、同じ面積を開発して、片方は1戸、もう片方は2戸ということなら税金が2倍となり、横の公平性に疑問を感じています。

そうなると、目的自体が、単にみどりに手を付けない、付けさせないといった誘導的な目的だけでないという議論が必要と感じています。

(委員長)

法定外税についてご経験など何かお話はありますか。

(委員)

地方税が争われている件数自体が少ないですし、私も訴訟を担当したわけではないのですが、先ほど申し上げたことで直ちに無効になるとは思っておりません、民主的手続き、議会の議決も経るので、どういう課税標準を設けるかについても一定の裁量はあると思いますが、可能な限り無効とならないようにという点で、一応検討しておくほうがいいだろうと思います。

(委員長)

参考資料で法定外税をつくる場合の留意事項という総務省の通知がありますが、これはもちろんとても大事なことで、法律上こういう風に運用しますので留意してください、ということですが、逆に言うところここに書いてあることはごく基本的なことで、実際に法廷で税が有効かを争われるときにはこのレベルをクリアしているくらいではだめということでしょうか。

(委員)

そうですね、例の神奈川県的事案も当然クリアしている話だと思います。あの件は繰越欠損金について、いままで赤字だった会社が翌年黒字になって、過去の欠損金を黒字で相殺できるという、もともと法人税はそういう規定があるんですが、そこを地方税で、黒字が出たらそこで課税するという、繰越控除の相殺はできないという前提で条例を作ったわけですが、課税の基本原則的なところに触れると厄介かなと。先ほど横の公平と申し上げましたが、過去に判例があるわけではないですが、課税される人と課税されない人の公平ももちろんありますが、課税される人、納税者同士の公平も基本原則として求められることだと思います。もちろん程度問題はありますが、きっちり議論していきたいと思いません。

(委員長)

我々が答申を出すと、市が条例を議会に提案し、議決されれば総務大臣の同意を得ることになります。同意にあたっての論点かと思えます。実は、総務大臣の同意は、最低限の条件をクリアしていれば得られます。ところが総務大臣が同意してくれたというお墨付きは、裁判の時にほとんど役に立ちません。その条例が適法であるかどうかを法廷で立証するのは、総務大臣ではなくて市長です、とこういう話になって、「やっていただいでいいですけど、裁判耐えられるかどうか責任持ちませんよ」みたいな感じが総務大臣の

同意なんです。ですからこれをクリアするだけならわりに簡単なんです、そのあとのことも考えて、となると私たち委員は、論点を細かく出して、多少事務局をいじめても、後でする苦勞を先にやっていただかないと、一旦とったものの、不適法です、還付してくださいとなると、逆に大変な市民負担を強いることになります。方向性として理解したとしても、委員会としては少し嫌われ者になってでも、細かい論点を挙げて、できれば想定問答集を作るなど委員の私たちが納得できるようなところくらいまでいかないといけないということではないかと思えます。

私からも一言申し上げますと、私は行政改革委員会の委員として箕面市と関わり、財政の本体を点検してきました。長い経緯の中でやってきたこととして、いろいろ山あり谷ありでしたが、ようやく市民の方に顔向けできるかなといえるようになりました。財政状況は、最近委員会に出ても少しほっとするんですが、よくここまで来たと思う一方、緊張感がないのもいけないと戒めているところです。

市長がおっしゃった、お金が足りないから、新しい税を考えるというのではなく、こういうニーズがあるからこういうものに使いたいからお願いしたい、それはスペシャルなサービスとして、委員がおっしゃったように、そのスペシャルなものは地価に現れるということも含めて、スペシャルな居住環境を提供するためにこれが必要ですよという、その理屈建てでなければならぬと思えます。

行革のためにとれるものを取りましょうということとなると、事業者の方だけでなく、市民もお腹立ちでしょうし、そういうところに住まないということになれば逆効果です。価値を高めて、その価値を認めて来ていただく、移住促進のための仕組みにもなると思えます。

一通りご発言いただいたかと思えますが、次回までにぜひこのことをということがあれば、ぜひお願いします。私は、この委員会の成果を答申とは別に想定問答集として残しておいてはどうかという気がします。私たち自身が見て、回答に納得できるかという形で残して行って、それをもとに答申案を出すようにしたいと思えます。また、みなさん特にリクエストがあれば、第3回、第4回の間くらいに市内見学ができればと思います。暑い時期ですので早朝ゴミ袋を持って現地視察というのもいいでしょう。

どうぞアイデアなどあれば、お願いします。

(委員)

大阪府は山林率からいうと全国で47番目、最下位です。府内で箕面の山は向かいが金剛山です。そのくらい、大阪府内ではみどりが少ない。その中で箕面はこれだけあるというのは、特殊なところだといえます。

ビジネスをしていたころは、何を売り物にするかを考えていましたが、わかりやすいものでなければいけません。その点景観はすごくわかりやすい。ビジネスをするうえで、景観は「おいしい」ところだと思えます。

そこをきちっと整理をして、お互いに負担することも含めてメリットがあるというこ

ろを整理していただいたらいいと思います。

(委員長)

どれくらい緑が多くて、希少価値があるということを裏付けるような、客観的な資料はありますよね。

(委員)

箕面市だけではなくて、大阪府全体にとっても箕面の山は財産なんです。そのあたりもお願いします。

(委員)

それに関連していうなら、「住みよさランキング」にもみどりの項目があったと思います。どのように盛り込まれているかもあったほうがいいかもしれません。

(委員長)

答申の時に資料集があればいいですね。

(委員)

全国の山林の率は出ているので、そこに軽犯罪率との関連など、メリットが挙げられないかと思います。私も少し調べる中で、なかなか警察資料がそろわなくてあきらめたんですが、行政が手に入る資料で、みどりにはこんなメリットがあるというデータがあると、市民にとってもわかりやすいと思います。

(委員長)

みどりの多さと住みよさが相関しているというデータがあればということですね。知恵を出せばあるかもしれませんね。

(委員)

学力との関連とか。箕面は結構学力高いですよ。

(市長)

みどりが原因という紐付けができるのか、難しいと思います。客観的なデータで証明できることというと、いくつか出てきた中では、極めてハードルが高いものがあります。最大限努力させていただきますが、できるものとできないものがあるをご理解ください。

市民の方がどういう風に箕面市のことを感じているかということ言えば、2年に1回市民満足度アンケート調査をしていて、その速報値が先日出ました。いろいろ多角的にアンケートを取っていて、「山なみのみどりに関心がありますか」という質問で8割以上の方が「関心がある」と答えています。ものすごい割合です。そういうデータはあるので、そこをクロス集計したら何か見えてくるものがないか、価値が認められているということを客観的に示すものがないか、探してみます。

(委員)

それは我々の専門領域で、みどりの外部経済価値をどう置き換えるのかということがあります。客観的データに置き換えるのは非常に難しいです。ヨーロッパやアメリカでは支払い意志額的な形で外部経済評価に置き換えるんです。支払い意志額というのは「これを

残そうと思ったらどれくらい払えますか」というもので、それが外部経済評価になります。

あるいは、ダムの洪水抑制効果を外部経済評価に置き換えるとか、いくつかあるのですが、それを市民の方々が実感できるかということ、そうではないです。

アメリカでは不動産的価値で見ますが、日本では不動産的価値が高止まりしており、環境によって左右されないのも、そういった社会情勢の違いもあり難しいと思います。

むしろアンケート調査や住みよさランキングのなかでみどりがどう機能しているとか、そのあたりで見いだせるのかもしれませんが。

(市長)

少なからず人の意識、関心があるということで、婉曲的に価値があるといえると思います。たとえば箕面市は、この5年間で7000人の人口が増えました。現に7000人転入されていて、それは価値を認めて転入されている。この二つを並べた時に、客観的な直接の証明にはならないかもしれませんが、明らかに相関関係があることは明白なわけで、価値があることは認めていいのではないかと思います。

(委員長)

緻密な理論構成がないと、なかなか他人からお金を頂戴できないと思います。そこはいろんな角度から検討しなければならないと思います。

他に何かございましたら。

(委員)

開発事業等緑化負担税という名前ですが、利益を得ているから開発業者からとるという内容と、ももとの寄附金で取っていたからそのまま繰り返すだけだといわれたと思うんですが、そこを議論に加えていただけたらと思います。利益を得るといって、多かれ少なかれみんなが利益を得ているので、開発業者だけが利益を得ているというのはどうかと思います。

(委員長)

何に着目して課税するかというのが一番大事なところですよ。利益、もうかっているからなのか。それが根本ですね。そこが揺れてしまうと、先ほどの論点にもありましたが、住宅の広さに関わらず戸数に対していくらというかけ方が妥当なのか、そういうことに全部響いてきますので、何に着目して何にかけるかという柱をがちっと押さえたうえで、その中で論理構成を鍛えていくことが必要です。諮問事項はやや何ともとれるように書いてあるような気がしますね。

経済活動につながる建設行為を課税客体とするということですが、建設行為の何に着目して、何に担税力をもたせるかというのは、これからということになってきますでしょうか。

是非検察官のつもりで、弁護するのではなく、否認しなければならないという感じでいただけたほうが。

(委員)

他の税制で、1戸につき定額課税というのがあるかどうか。だいたい1㎡当たりかと思えます。1戸といってもいろんな広さがあって、それを一律に今回だと10万円というのは他にあまり例がなく、そこを何に課税するのか、何を目的とするのかということで課税標準が論理的に規定されていくような感じがします。

(委員長)

類似の例は他の団体にありますか。

(事務局)

ないと思います。

(委員)

一般居住者からとるみどり税は結構あります。最初は横浜ですね。みどり税は結構増え、環境税というのもあります。ただし開発事業者からとる、負担金を税に置き換えているというのはありません。

(委員)

東京都豊島区にはワンルームマンション税というのがあります。これは、あまり単身者が増えるとコミュニティが阻害されるといったようなことで、一定規模以下のマンションを作るときは、一戸につきいくらという定め方をなされていて、これは類似すると思えます。ワンルームマンション税の目的はわかりやすく、あまり小さい住戸を作らせないように誘導する税なので、戸当たりで課税している、そういう例はあります。

(委員長)

それくらいということですね。その分、ゼロベースで色々と慎重に考えないといけませんね。

もう一度、事務局のほうからP10の第2回で何をやって、第3回で何をやってということについて説明をお願いします。

(事務局)

第2回と第3回で一応項目は分けていますが、意味合いとしましてはパワーポイント資料でいうとP1の右側の項目それぞれについて議論していただきたい。議論していただくときの視点については本日色々ご指摘があったと思えますので、その視点を持ちながら、課税客体はどうか、税収の用途はどうかという風に、順々に2回、3回で固めていきたいというのが事務局の思いです。

(委員長)

お願いですが、あまりまとめよう、まとめようとしなくて、いろいろ出てきて見直すべきことが出てきたら受け止めていただいて、現実的にこうせざるを得ないということでしたらそれはそれで出していただいて、結局税金として説明がつくという話と、徴収上やむを得ない簡易的措置とか、税金はそのバランスですので、それはそれでこうせざるを得ないというのを出していただきたいと思えます。

(市長)

今回諮問書につけさせていただいた表は、基本的にはこの項目名とその内容が国の手続きの際のひな形であり、どんな税金なのかということを示すのに必要かつ十分な情報であるということをご理解いただきたいと思います。お願いしたいことは、最終的にはほしいこの内容が、書き変わることは構いませんが、項目として必要かつ十分なアウトプットだにご理解ください。加えて、ここにいろんな資料とか QA も練っていただくほど我々議会との関係が非常に楽になりますし、ここでしっかりもんでいただいて、そのプロセスであり、資料も一緒に残していくといった形でお願いできればと思っています。

(委員長)

ありがとうございました。第 1 回の委員会、いろいろとご発言いただきどうもありがとうございました。

次回第 2 回委員会の委員会は 7 月 16 日 17 時からですが、実は私が市からこのお話をいただいたときに提案させていただいたことがあります。総務省に地方財政審議会というのがあり、その会長をしておられる神野直彦先生、東京大学の名誉教授ですが、1 年間だけ関西学院大学にも来ていただいたのですが、その先生が、税制、地方財政の権威であり、かつ、最初の赴任地である大阪市立大学におられた際は箕面にお住まいになっておられ、箕面の自然を守るための税金ということについては、むしろ神野先生が座長のほうがいいのではと思うくらい見識のある方です。しかし東京在住ですし、地方財政審議会の会長で、ある意味これを受け止める側の方ですので、委員会とは別に講演という形で来ていただければどうだろうと提案をしました。そしてご検討いただき、神野先生も箕面のためなら行くということで、委員会とは別に、神野先生からご自分の考えなどを講演いただいて、それをもとに第 2 回より深い議論をいただければと思います。

(事務局)

委員長からご紹介いただいたとおり、次回の日程は 7 月 16 日 16 時から神野先生の講演会、17 時から第 2 回の委員会を予定しています。

講演会は職場研修という位置づけで、すべての職員、議員を対象に開催します。

委員の皆様には改めて文書でご案内させていただきますのでよろしく申し上げます。

(委員長)

ではこれをもちまして第 1 回開発事業等緑化負担税導入検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。